

浜松市都市計画

マスタープラン

2010-2030





「都市計画マスタープラン」とは、長期的な見通しをもって総合的・一体的なまちづくりを進めていくための都市計画法第18条の2に定められた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」です。

「浜松市都市計画マスタープラン」は、概ね20年後の2030年を目標とした浜松市の都市像を示し、その実現に向けたまちづくりの考え方を明らかにするものです。

都市計画の**基本理念**

自然環境と共生した持続可能な都市の実現

豊かな自然の恵みを市民生活に活かし、また、深刻化する地球環境問題の克服に貢献するため、無秩序な都市機能の拡散を抑制し、効率的な土地利用を図り、将来世代に引き継ぐ、自然環境と共生した持続可能な都市を目指します。

都市活力の持続と向上

三遠南信地域や県西部地域などの広域圏の発展をけん引する都市として、ふさわしい都市活力を生み出していくため、これまでの本市の発展を支えてきた工業や農業をはじめ、多様な産業が更に活発に展開されるとともに、交流人口の拡大につながるまちづくりを目指します。

地域特性を活かしたまちづくりと相互連携の強化

都市機能が集積する地域から自然環境豊かな地域までそれぞれの役割を明確にした上で、地域固有の産業基盤や自然資源、歴史・文化・風土などの地域特性を活かしたまちづくりを目指します。また、人・もの・情報のネットワークを活かして地域相互の連携を強化することにより、都市としての一体性を確保します。

市民生活の質の向上

市民一人一人の暮らしが充実し、市民生活の質の向上が実感できるよう、日常生活の利便性や都市の防災性を確保し、ユニバーサルデザインに配慮するなど、安全・安心なまちづくりを目指します。

市民の参加・協働によるまちづくりの推進

地域の実情に応じた創意工夫による個性的なまちづくりを推進するため、市民・NPO・企業などが参加し、協働できる仕組みと体制を強化します。

将来を見据えたまちづくりが必要です

本市は、市街地から郊外地、そして中山間地といった多様な地域性と資源を有しています。これらの地域性を最大限に活かすとともに、人口減少・少子高齢化や地球環境問題、効率的な都市経営などにも対応していくことができるようなまちづくりが、いま求められています。



都市計画マスタープランが目指す **将来都市像**

多彩に輝き、持続的に発展する都市

～みんなが幸せになれるまち・はままつ～



浜名湖、遠州灘、天竜川及び市北部の森林などの豊かな自然環境、工業・農業などの多様な産業及び地域に息づく固有の文化・伝統を本市の貴重な財産として活用することにより、各地域が**多彩に輝き**、これらが有機的に連携することにより、豊かで活力ある**持続的に発展する都市**を目指します。

将来都市構造

豊かな自然環境との共生と都市活力の向上を図りつつ、市民の快適な暮らしを可能とする

拠点ネットワーク型都市構造

の構築を図ります。

これにより、低炭素都市形成や効率的な都市経営が可能となる**集約型の都市構造**の実現につなげていきます。

**拠点ネットワーク型
都市構造**

都市機能が集積した複数の拠点形成と公共交通を基本とした有機的な連携による都市構造



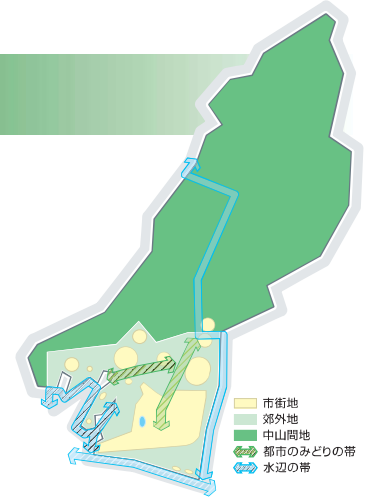
拠点ネットワーク型都市構造の考え方

自然環境と共生するために

自然環境を保全・活用し、地域特性を踏まえた土地利用を図ります
「土地利用の基本区分」と自然系の「帯」

豊かな自然環境を有する市北部の森林が広がる地域を「**中山間地**」、浜名湖、遠州灘、天竜川などの水辺地を「**水辺の帯**」、都市部の貴重なみどりである斜面緑地を「**都市のみどりの帯**」として位置づけ、都市の持続的発展に欠かすことのできない経済価値・環境価値を有する資源として適切な保全・活用を図ります。

また、都市的土地利用を基本とする「**市街地**」及びその周辺の開発と保全のバランスのとれた土地利用を展開する「**郊外地**」では、地域に応じて、身近な緑地・農地の保全・調和を図るとともに、無秩序な都市的土地利用の拡大を抑制します。



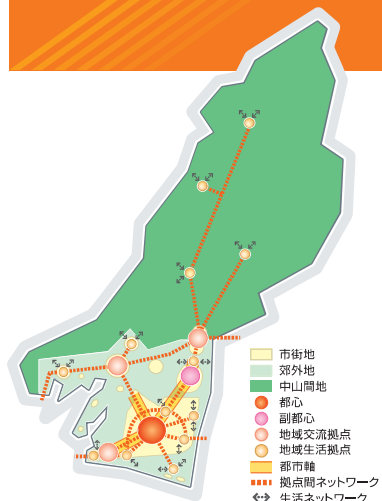
市民の暮らしを向上させるために

市民の暮らしを支える拠点を形成し、これらを公共交通でつなげます
地域の中心となる「**拠点**」とそれをつなぐ「**軸**」「**ネットワーク**」

「**市街地**」・「**郊外地**」・「**中山間地**」の3つに区分し、利便性の高い都市生活、ゆとりある郊外生活、自然に囲まれた山あいの生活など、多様な生活スタイルに応じた生活環境を創出します。

市民の様々な生活行動に応じた都市機能の集積を促進する拠点として、全ての市民生活の中心となる「**都心**」、都心を補完する「**副都心**」、地域の中心となる「**地域交流拠点**」及び市民の日常生活の拠り所となる「**地域生活拠点**」を配置し、その拠点間を公共交通で連携する「**拠点間ネットワーク**」により、過度に自家用車に依存することのない、歩いて暮らせるまちを形成します。

また、主要な公共交通ネットワーク沿いを「**都市軸**」として位置づけ、人口集積を高め、効率的な土地利用を目指します。



都市活力を向上させるために

都市活力を創出する拠点を形成し、地域特性を活かした産業を展開します
産業・交流活動の中心としての「**拠点**」と産業系の「**帯**」

産業・経済・交流活動の中心となる「**都心**」を配置します。
豊かな自然・文化等、魅力ある観光資源を活かす「**観光交流拠点**」、観光資源が点在する区域一帯に観光レクリエーション系土地利用を適正な位置に展開する「**観光資源活用の帯**」を位置づけ、観光交流の促進を図ります。
広域交通の利便性を活かす「**産業交流拠点**」、そのアクセス道路沿道の一帯に工業・流通系土地利用を適正な位置に展開する「**産業活力創出の帯**」を位置づけ、産業活力の向上を図ります。
また、市内を2つの区域に区分し、多様な産業が展開できるよう、地域特性に応じて、適正かつ柔軟な土地利用を図ります。



将来都市構造図

《土地利用の基本区分》

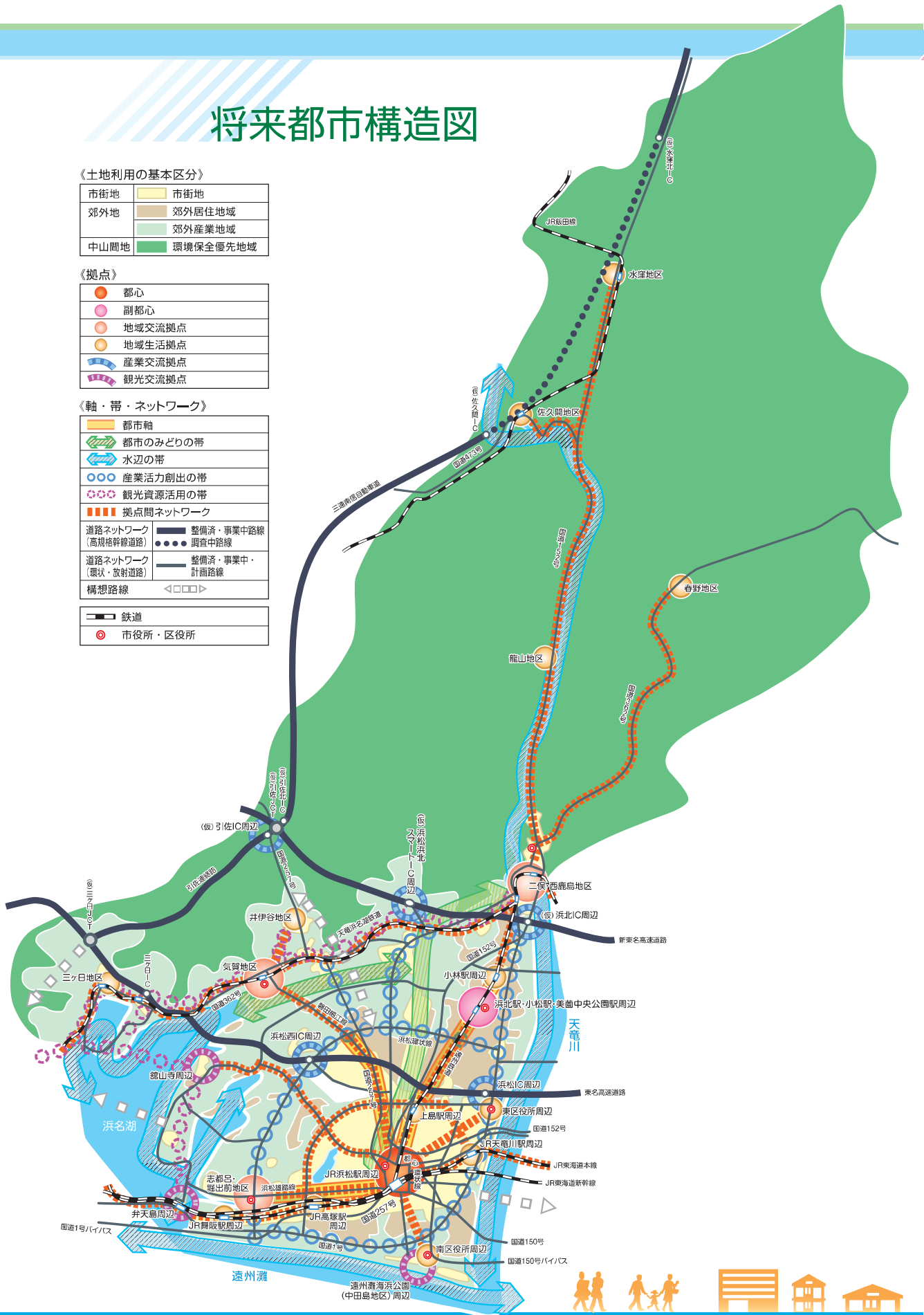
市街地	市街地
郊外地	郊外居住地域
	郊外産業地域
中山間地	環境保全優先地域

《拠点》

●	都心
●	副都心
○	地域交流拠点
○	地域生活拠点
○	産業交流拠点
○	観光交流拠点

《軸・帯・ネットワーク》

—	都市軸
—	都市のみどりの帯
—	水辺の帯
—	産業活力創出の帯
—	観光資源活用の帯
—	拠点間ネットワーク
—	道路ネットワーク (高規格幹線道路)
—	道路ネットワーク (整備済・事業中)
—	道路ネットワーク (環状・放射道路)
—	道路ネットワーク (整備済・事業中・計画路線)
—	構想路線
—	鉄道
○	市役所・区役所





将来都市構造の実現のための 効果的な都市計画の方針

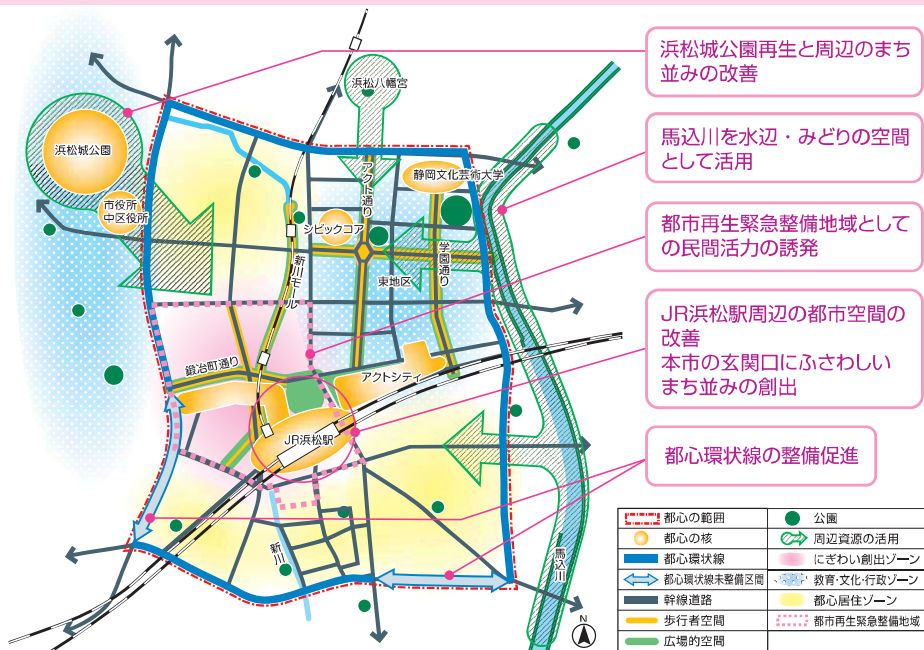
都心の育成

拠点配置による都市機能・人口の集積を図っていく上で、都心は都市全体の視点から、「市民の暮らし」と「都市活力」をけん引していくことが求められます。

そのため、既存ストックを最大限に活かしながら、さらなる魅力を創り出していくことにより、都市の中心性・求心性を高めます。

都心育成の方針

- 多様な都市機能の集積と連携強化
- 歩いて楽しめる回遊性の確保
- 美しさと潤いを兼ね備えた空間の創出

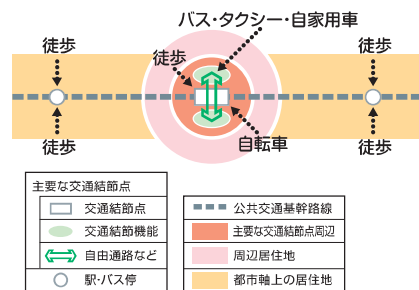


公共交通と連携した土地利用

過度に自家用車利用に依存しない都市構造の構築には、公共交通の維持を図るとともに、公共交通の利用促進につながる土地利用の誘導が重要です。

そのため、主要な交通結節点では、周辺の都市基盤整備や交通基盤施設改善に併せて、日常生活に必要な施設の集積を図るとともに、そこを中心に都市型住宅を誘導し、人口集積を図ることで、拠点性を高めます。

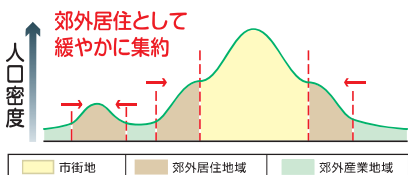
また、都市軸では、鉄道やバス利用を可能とする徒歩圏内に都市型住宅を誘導することで、人口集積と公共交通利用の需要を一体的に高めます。



郊外における居住のあり方

本市は、合併により市域を拡大してきた経緯から、郊外において、大規模な集落が多く点在し、人口の約1/3の人が居住しています。また、郊外でありながら一定水準の生活基盤が整っている状況も見られます。

そこで、郊外での暮らしの維持や人口拡散を抑制して効率的な都市経営を実現する視点から、市街地近隣の郊外居住地域として一定以上の集落性が見られ、開発と保全のバランスのとれた土地利用を展開する「郊外居住地域」へ、地域コミュニティに配慮した緩やかな居住の集約を図ります。



郊外における工業のあり方

ものづくり都市として工業活力を向上させるには、新たな工業進出の誘発が重要であるため、郊外を活用し、工業用地確保を緊急的・断片的に進める必要があります。

そこで、良好な緑地・農地の保全を最優先としつつ多様な産業を展開する「郊外産業地域」内において、「産業活力創出の帯」上など、周辺環境への影響や都市経営の効率性を考慮した適正な位置で工業立地の展開を図ります。



平成22年の浜松市都市計画マスタープラン策定以降に生じた、東日本大震災の発生や人口減少社会の到来、社会資本の老朽化など、社会経済情勢の急激な変化を踏まえた新たな課題への対応方針として、平成27年に「増補版」を策定し、次の方針を追加しました。

災害に強いまちづくり

都市の安全性を確保するためには、都市防災の推進や地震・津波及び風水害等の対策によって、あらゆる自然災害に対応できる都市を目指すことが重要です。

都市の安全性を確保する取り組み

- 都市防災の推進
避難路や防災公園など防災機能を担う都市施設を適正に配置します。
- 地震・津波対策の推進
被害を低減するため防潮堤整備や施設の耐震化を推進します。
また、自助や共助を促進するソフト対策を推進します。
- 風水害対策の推進
雨水流出量の増大に対応するための浸水対策や、急傾斜地崩壊対策を推進します。



【津波避難タワー】



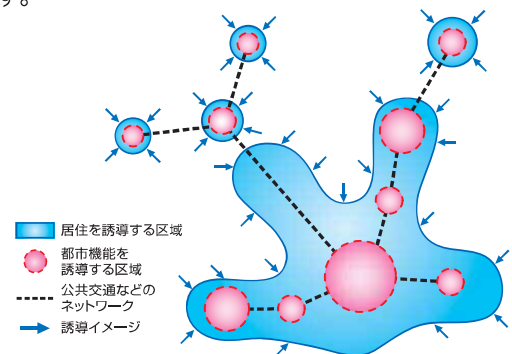
【沿岸域防潮堤：建設中】

市街地における居住と都市機能の誘導

急速な人口減少下でも人口密度を維持し拠点ネットワーク型都市構造を実現するためには、市街地において医療・福祉・子育て支援・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に集約し、その周辺や公共交通の沿線に居住を誘導することで、居住者がこれらのサービスを利用できるようにすることが重要です。

市街地の拡大を抑制し、人口密度を維持する取り組み

- 市街地の人口密度の維持
「立地適正化計画」を策定し、居住と都市機能の誘導を図ります。
- 土地利用と一体となった公共交通ネットワークの形成
公共交通ネットワーク沿線への人口集積を進め、公共交通利用の需要を高めます。また、店舗・病院等を活用し、交通結節点の整備を進めます。
- 「創造都市・浜松」の顔としての都心の再生
官民連携によりエリアマネジメントや遊休不動産のリノベーションを展開し、定住人口の増加を目指します。
- 公共施設の再配置と公的不動産の積極的な活用
施設の機能や地域の特性に応じた配置と、戦略的な活用を推進します。



【居住と都市機能を誘導する区域のイメージ】

都市活力の維持・向上

地域固有の文化や資源を活かしながら市民の暮らしの質や豊かさを高めていくためには、地域や産業の特性に応じた基盤整備や土地利用を推進し、都市活力を維持・向上していくことが重要です。

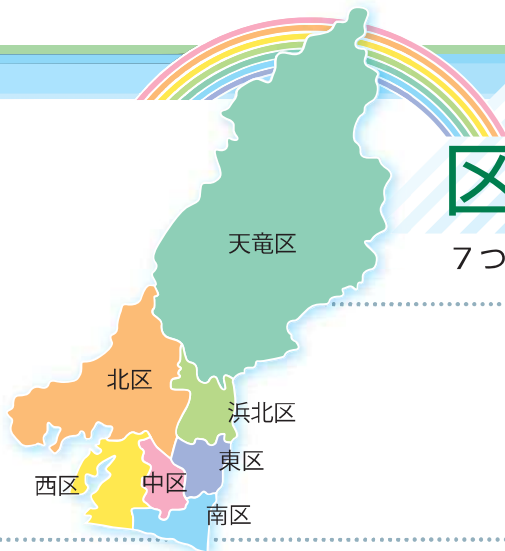
地域に応じた基盤整備や社会資本維持の取り組み

- 新たな産業立地への対応
内陸部の急速な開発需要に対し、秩序ある土地利用が急務となっています。
沿岸部からの工場移転や市外からの新規立地等に対応するため、内陸部への新たな工業集積地の整備と、それに伴う交通環境の改善を図ります。また、工業集積地周辺部における営農支援により、農業と工業のバランスある発展を目指します。
- 地域活力の維持・向上
津波災害への危機意識の高まりから、沿岸部において内陸部への産業移転や人口減少が懸念されています。
そのため、地域の特性に応じた生活環境を維持するための土地利用や、観光資源や日照時間の長さなどの地域特性を活かした取り組みにより、地域の活性化を推進します。
- ストック活用型社会の構築
広域にわたる社会資本を適切に管理するため、効果的かつ効率的で持続可能な施設管理や、運営体制の構築を図ります。
また、これから整備する社会資本においては、適切な施設配置を目指し、既存の社会資本も含めた配置計画の見直し等を行い、維持管理・更新費用の抑制を図ります。



区別まちづくりの考え方

7つの行政区の地域特性を活かした、まちづくりの方針です。



中区

- はままつ顔となり、多くの人が集まる都心の育成
- 潤いあるみどりの創出と歴史的資源の保全・活用
- 安全性と利便性を兼ね備えた快適な暮らしの確保
- 快適で円滑な交通の確保

東区

- 交通の要衝を活かしたまちづくり
- 身近なみどりや地域資源を活かしたまちづくり
- 安全・快適な暮らしの確保と地域特性に応じた土地利用の誘導
- 交通結節点を活かした公共交通の改善

西区

- 浜名湖などの豊かな水辺環境と良好な緑地・農地の保全
- 地域資源を観光に活かしたまちづくり
- 安全でゆとりある暮らしの確保
- 地域の活性化につながる交通基盤の整備・改善

南区

- 遠州灘などの豊かな自然環境の保全・活用
- 工業や農業などの産業が活発に展開するまちづくり
- 主要幹線道路と地域資源を活かした交流のまちづくり
- 安全で快適な暮らしの確保

北区

- 浜名湖や広大な森林などの豊かな自然環境の保全・活用
- 多様な産業や地域資源を活かしたまちづくり
- 自然豊かで、安全で快適な暮らしの確保
- 地域の活性化につながる交通基盤の整備・改善

浜北区

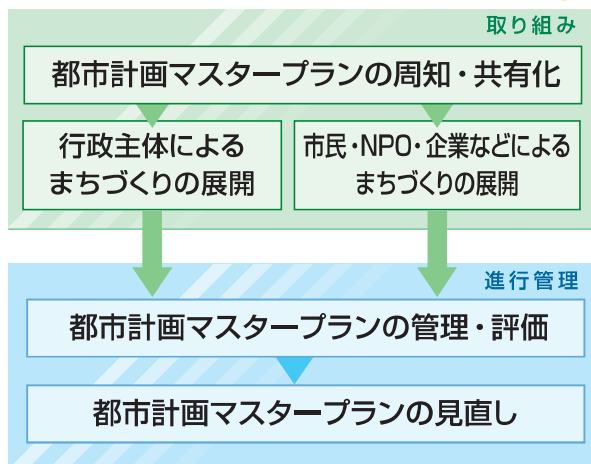
- 魅力ある副都心の形成
- 良好な緑地・農地及び歴史的資源の保全・活用
- 地域活性化につながる新たな交通基盤を活用したまちづくり
- 安全で利便性の高い暮らしの確保

天竜区

- 広大な森林などの豊かな自然環境の保全・活用
- 地域特性を活かした個性あるまちづくり
- 主要幹線道路の整備・改善と身近な公共交通の改善
- 豊かな自然環境の中での安全で安心できる暮らしの確保

計画の実現に向けて

- 都市計画マスタープランを各種まちづくり事業の指針として活用します。
- まちづくりに関連する他分野の施策が一体的に取り組めるよう努めます。
- 参加・協働によるまちづくりを進めていきます。
- 概ね10年を基本に、評価結果や社会経済情勢の変化などによって機動的に見直します。



浜松市都市計画マスタープラン

（発行）
平成22年5月（平成27年7月増補）
浜松市都市整備部都市計画課
〒430-8652
浜松市中区元城町103-2
Tel: 053-457-2371
Fax: 050-3737-6815
E-mail: toshikei@city.hamamatsu.shizuoka.jp



リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。